

令和元年 7 月 21 日 日曜日、総合南東北病院北棟 NABE ホールにて失語症者向け意思疎通支援者養成事業説明会が行われました。

説明会には県外からも多くの方にご参加頂き、事業に対しての注目の高さが伺えました。



福島県保健福祉部障がい福祉課主幹・渡辺秀史氏の挨拶で開会した説明会ですが、福島県言語聴覚士会・阿久津由紀子会長の進行のもと、渡辺氏から事業説明、福島県言語聴覚士会失語症関連支援委員会・相澤悟委員から養成講習について、東京都言語聴覚士会会長・西脇恵子先生から東京都の事業の実際についてお話して頂きました。



西脇先生からは、東京都における事業の進め方や取り組みの中で明らかになった課題など貴重なお話しをして頂きました。福島県における今後の事業展開に活かしていきたいと思えます。福島県では昨年 12 月 25 日に「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」を制定し、本年 4 月 1 日より施行されております。

(意思疎通手段の確保)

第十一条 県は、障がいのある人の言語及びその障がいの特性に応じた意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大されるよう、障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成その他必要な施策を講ずるものとする。

本事業は、失語症者向け意思疎通支援者として活躍していただく方々を増やし支援の輪を広げるだけでなく、その指導にあたる言語聴覚士にとっても成長の場となります。

いよいよ 9 月 8 日の開校式から当県初の失語症者向け意思疎通支援者養成研修が開始いたします。今年度は 26 名の受講者が決定いたしました。9 月から 12 月まで友の会などの場の実技を含めた 40 時間のカリキュラムの研修会が開催されます。

是非、今後の養成事業の展開に興味を持っていただき、一緒に事業を盛り上げていきましょう。

広報部 櫻井